



## 「伊勢崎市防災アプリ」の運用を開始しました！

問 安心安全課 ☎27-2706

市は、さまざまな防災情報をまとめ、情報をより身近に、より多くの人へ伝達する手段として「伊勢崎市防災アプリ」を構築しました。防災アプリを活用することで、日頃から防災知識を習得できるほか、災害時には「命を守るツール」として、避難情報や防災情報を迅速かつ正確に受け取ることが可能となります。



▲市HP

### 【主な特徴】

- オフライン時でも総合防災マップの確認が可能です
- 多言語配信機能(英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語)があります
- 防災に役立つリンク集を掲載します
- サイレン通知機能や音声読み上げ機能があります

## 市民参加手続で皆さんの意見を市政運営に反映 令和7年度の実施状況・令和8年度の実施予定

問 市民活動課 ☎61-6712

市は、市民の皆さんに市政に参加してもらう市民参加手続を実施しています。令和7年度の市民参加手続の実施状況と、本年度実施予定の市民参加手続を公表します。



▲市HP

### 【市民参加手続の方法】

- 審議会・協議会・委員会＝専門的・技術的な判断が必要なことに対し広く意見を聞き、検討する必要があるときに組織します
- パブリックコメント手続(意見提出手続)＝市が政策を決める前に、案を事前に公表して皆さんから意見を募り、政策に反映させ、提出された意見や提案の概要、それに対する考え方などを公表します
- 市民対話説明会＝政策案などを説明しながら、直接皆さんの意見を聞く必要があるときに開催します
- 市民アンケート＝アンケート調査を行い、多くの市民の皆さんの考えを把握し、政策に反映させる必要があるときに行います
- その他＝ワークショップ・懇談会・懇話会など

### 令和7年度の実施状況

- 【審議会、協議会や委員会】第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定 ほか8件
- 【パブリックコメント手続】中心市街地にぎわい創出拠点整備基本構想 ほか7件
- 【市民対話説明会】都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の改訂 ほか2件
- 【市民アンケート】高齢者保健福祉計画策定のためのニーズ調査 ほか3件

### 本年度に実施する市民参加手続

今後の市民参加手続の詳細は、本紙・市HP・市民情報コーナーなどで、随時お知らせします。

施策の名称	実施方法・予定時期	担当課
伊勢崎市公共施設等総合管理計画	パブリックコメント手続＝5月～7月	公共施設マネジメント推進課
第3次総合計画前期アクションプラン	市民アンケート＝令和9年2月～3月	経営企画課
(仮称)伊勢崎市環境まちづくり基本条例	審議会など＝5月～8月	環境政策課
	市民対話説明会＝6月 パブリックコメント手続＝6月～7月	
国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議	審議会など＝7月～令和9年3月	国民健康保険課
再犯防止推進計画策定委員会	審議会など＝5月～令和9年3月	社会福祉課
	パブリックコメント手続＝未定	
こども計画の策定	審議会など＝6月～令和9年3月	子育て支援課
	パブリックコメント手続＝12月～令和9年2月	
高齢者保健福祉計画	パブリックコメント手続＝12月～令和9年1月	高齢政策課
第3次伊勢崎市空家等対策計画の策定	審議会など＝7月～令和9年2月	住宅課
	パブリックコメント手続＝12月～令和9年1月	
市が定める都市計画の変更等	審議会など＝10月	都市計画課
伊勢崎市景観計画の改訂	審議会など＝6月～8月	都市計画課
	パブリックコメント手続＝11月	
水道事業経営戦略の策定	審議会など＝4月～8月	上下水道局総務課
	パブリックコメント手続＝6月	
下水道事業経営戦略の策定	審議会など＝4月～8月	上下水道局総務課
	パブリックコメント手続＝6月	
水道料金等審議会	審議会など＝10月～令和9年3月	上下水道局総務課

※審議会・協議会・委員会については、市民参加条例の対象となるものを掲載しました

## 女性活躍職場環境づくり補助金

問 人権課 ☎27-2730

市内の個人事業主や中小企業者などに対し、女性が活躍できる職場環境を整備するための経費の一部を補助します。

※申請には条件があります。詳しくは市HPを確認してください

対象経費 工事費、備品購入費

※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費には最低金額などの条件があります

補助金額 対象経費の3分の2以内  
※上限額は50万円で、千円未満は切り捨てです

申 5月11日(月)から令和9年1月22日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接人権課へ

※予算額に達し次第終了します

※申請書は人権課にあります。市HPからダウンロードもできます

※補助金の交付には令和9年2月19日(金)までに事業を完了し、報告書を提出する必要があります



▲市HP

## クビアカツヤカミキリに注意してください

問 GX推進課 ☎27-5506

市内でクビアカツヤカミキリの被害が拡大しています。クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモなどのバラ科の樹木に寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす特定外来生物です。被害が進んだ樹木は、枯死・倒木の危険性があります。



▲市HP

### クビアカツヤカミキリの特徴

体全体が光沢のある黒色で、胸部(首部)が赤色です。体長は触角を含め2〜4センチメートル程度です。



6月から8月上旬に現れ、主にサクラの樹皮の割れ目に産卵します。幼虫の期間は2・3年で、春から秋

に樹木に侵入し、内部を食い荒らします。被害を受けた木の根元には、フラス(木くずとふんが混じった物)がたまりやすくなります。

### 【被害確認のポイント】

- フラスが出てくる
- 木の種類がサクラ、ウメ、モモなどバラ科である
- 成虫の脱出孔がある



▶フラス



▶脱出孔

### 被害樹木の伐採と処分

被害拡大防止には、木の中にさなぎや成虫がいない9月から翌年4月までの間に伐採を行うことが最も有効です。伐採をした被害樹木は適切な方法で速やかに処分してください。被害樹木の適切な処分方法は市HPを確認してください

※市清掃リサイクルセンター21では被害木の受け入れはできません

## 駆除と情報提供に協力してください

成虫やフラスを見つけた場合は、被害拡大防止のため駆除の上、発見した日時や場所、状況などの情報提供をお願いします。



▲市HP

### 情報提供の方法

- 公共施設などの市有地へ電話で公園緑地課 ☎27-2769へ
- 自宅などの私有地へ市HPから情報提供してください

### 防除用品を配布します

対 次の樹木がある土地の所有者または管理者  
●予防策を講じたいバラ科の樹木  
●被害が確認できる樹木  
配布する物 ①侵入防止ネット、②拡散防止ネット、③殺虫剤

※②③は被害樹木にのみ配布します  
※必要書類を持ってGX推進課へ  
必要書類 マイナンバーカードなど本人確認ができるものと、①は対象樹木の写真1枚、②③は被害樹木と被害箇所をそれぞれ1枚ずつ  
※樹木が複数本ある場合には、樹木ごとの写真が必要です

※土地の管理を任されている人は、土地所有者からの委任状が必要です